

【新設】（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

42 の 12 の 7-4 法人が、その取得又は製作若しくは建設をした特定機械装置等（措置法第 42 条の 12 の 7 第 1 項に規定する特定機械装置等をいう。以下同じ。）を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱う。

【解説】

- 1 青色申告法人が、その取得等をした特定機械装置等について本制度による特別償却又は法人税額の特別控除の適用を受けるためには、その特定機械装置等を国内にある自己の事業の用に供することを要し、他の者に貸し付けるような場合には、その適用がないこととされている（措法 42 の 12 の 7 ①②）。
- 2 しかしながら、一口に貸付けといっても、その貸付けをするに至った事情や貸付けの態様には様々なものがあり、これを一律に本制度の対象外とすることについては、やや問題がある。特に、法人が専属の委託先に対してその製品の加工等を委託するために貸し付ける特定機械装置等については、その実態は、当該法人が自ら事業の用に供しているものとみる余地がある。
- 3 そこで、本通達において、形式的には特定機械装置等の他の者への貸与であっても、実質的に当該法人自ら事業の用に供したと同視し得る場合、すなわち、当該法人が、その取得等をした特定機械装置等を委託先に貸与した場合において、当該委託先が当該特定機械装置等を専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供するときは、当該特定機械装置等は当該法人の営む事業の用に供したものととして取り扱うことを明らかにしている。
- 4 なお、本制度は、特定機械装置等を国内にある当該法人の事業の用に供した場合に適用があることから、本通達の取扱いについても、委託先が事業の用に供する場所は国内に限定されることとなる点に注意が必要である。